

各 位

オークマ健康保険組合

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の認定要件について

平素は、当健保組合の事業運営にご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

標記の件、令和 7 年度税制改正において、現下の人手不足の状況における就業調整対策等が行われることになりました。

これにより、健康保険につきましては、被扶養者認定の収入要件について、下記のとおり変更されますのでお知らせいたします。

尚、その他の要件については変更ありません。

記

【変更の概要】

対 象 者：19 歳以上 23 歳未満の親族である被扶養認定対象者

- ・被保険者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）は除く
- ・年齢はその年の 12 月 31 日現在の年齢

年間収入：150 万円未満（今後 1 年間に見込まれる収入）

適 用 日：2025 年 10 月 1 日

以 上